

消費者トラブルにあわないために

こんな手口に気をつけよう!

点検商法

「無料点検する」と訪問し、点検後に「このままでは危ない」と不安にさせて契約させる。

【事例】.....

「屋根の無料点検」と業者が訪ねてきた。

点検後、「台風が来たら屋根がもたない、今すぐ修理が必要!」

と告げられた。不安になってその場で高額な修理を契約してしまった。

よく考えたら本当に必要な工事だったかわからない。



点検商法の 対処法

- 業者の話をうのみにしない
- 急かされてもすぐに契約しない
- 家族や周囲の人に相談する

訪問販売や電話勧誘で契約したら⇒クーリング・オフができます

こんな手口に気をつけよう!

利殖商法

「仮想通貨」「ファンド」など、その時話題になっている言葉を使って「必ず儲かる」と勧めますが、実態のない商品が多い。

【事例】.....

一人暮らしで高齢の父親が「絶対もうかる」との電話で

投資を強く勧められた。「2、3年後には2倍になる」と言われて

100万円を振り込んだが、その業者と連絡がつかない。



利殖商法の 対処法

- 業者の話をうのみにしない
- 投資の仕組みは複雑なので理解できない投資はしない

訪問販売や電話勧誘で契約したら⇒クーリング・オフができます

投資や出資に「必ずもうかる」はありえない

消費生活相談窓口ってどんなところ？

- ◎消費生活相談窓口は、商品の購入やサービスを受けた際に発生した消費者と事業者とのトラブルに関する相談を受け付けている公的な機関です。
- ◎資格を持った消費生活相談員が、トラブル解決のためのアドバイスやあっせん(※)、情報提供を行っています。
- ◎相談は無料で秘密は守られます。「何かおかしいな」「これは大丈夫かな?」と思うことがあれば、一人で悩まずに、すぐにお近くの消費生活相談窓口へご相談ください。

※あっせん：消費生活相談員が消費者と事業者の間に入りトラブル解決を目指すこと

おかしいなと思ったら、ひとりで悩まず、まず相談

■ 千葉県消費者センター

☎047-434-0999

月～金曜日 9:00～16:30 / 土曜日 9:00～16:00

(日曜日・祝日・年末年始はお休み)

■ 消費者ホットライン

188「いやや 泣き寝入り」

(最寄りの消費生活相談窓口につながります)



千葉県消費者センターは、消費生活や多重債務に関する相談に応じる公的な機関です。